

平成20年度

石川県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

石川県監査委員

石 監 査 第 3 0 5 号
平 成 2 1 年 9 月 1 日

石 川 県 知 事 谷 本 正 憲 様

石川県監査委員	下 沢 佳 充
同	若 林 昭 夫
同	東 方 俊 一 郎
同	喜 田 羊 支 子

平 成 2 0 年 度 決 算 に 係 る 健 全 化 判 断 比 率
及 び 資 金 不 足 比 率 の 審 査 意 見 に つ い て

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成20年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める、平成20年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類の調査照合を行うとともに、関係部局から説明を聴取し、併せて決算審査及び定期監査の結果も参考にして審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

○健全化判断比率

（単位：％）

	平成20年度決算	平成19年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	3.75	5
連結実質赤字比率	—	—	8.75	25
実質公債費比率	14.4	13.8	25	35
将来負担比率	270.7	273.6	400	

（注）実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、「—」と表示した。

○資金不足比率

（単位：％）

区分	会計名	平成20年度決算	平成19年度決算	経営健全化基準
地方公営 企業法非 適用企業	流域下水道特別会計	—	—	20
	港湾整備特別会計	—	—	
地方公営 企業法 適用企業	中央病院事業会計	—	—	
	高松病院事業会計	—	—	
	港湾土地造成事業会計	—	—	
	電気事業会計	—	—	
	水道用水供給事業会計	—	—	

（注）資金不足額が生じていないため、「—」と表示した。

2 審査の意見

健全化判断比率のうちの実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに資金不足比率の各項目については、全会計を通じて黒字であり、実質赤字又は資金不足が生じていないことから健全な段階にあることが確認された。

また、健全化判断比率のうちの実質公債費比率は、前年度を0.6ポイント上回る14.4%、将来負担比率は、前年度を2.9ポイント下回る270.7%となっており、両数値とも早期健全化基準である25%又は400%を下回っており、健全な段階にあることが確認された。

しかし、一般会計の実質収支が黒字となっているのは、財政調整基金と減債基金を合わせて45億円取り崩したことによるものである。

また、県債残高の増嵩に伴い、公債費負担が年々増加しているところであり、今後の実質公債費比率の推移については、早期健全化基準には至らないものの、何らの対策を講じない場合には、新規の県債発行に当たって総務大臣の許可が必要となる18%を超える年度も生じることが見込まれている。

こうした中、本県は、「行財政改革大綱2007」に基づき、県債残高の抑制及び基金残高の確保を基本に、歳入の確保、定員の適正化計画の見直しと職員費の削減等を掲げているところであるが、県財政を取り巻く厳しい状況に鑑み、大綱の進行管理と評価をしっかりと行って、その徹底を図るなど、自立的かつ持続可能で強固な財政基盤の確立に努められたい。